

令和３年度 第２回鈴鹿市地域ケア推進会議 議事録

日時 令和３年１１月４日（木）午後３時

場所 鈴鹿市役所本館１２階 １２０３会議室

出席委員：１８名

菅原 秀次（会長・議長）、西城 英郎（副会長）、元橋 庸好、若生 美樹、
吉田 ひとみ、菊山 佳昌、齋藤 綾子、中西 淳一、寺田 隆、
伊藤 健司、山本 勝也、福田 智女、森川 智子、渥美 大輔、
玉田 浩一、岡田 千麻子、市川 栄、長谷川 友子

事務局：１３名

中村 昭宏（健康福祉部長）
長尾 浩幸（健康福祉部次長兼社会福祉事務所長）
谷本 吉隆（健康福祉部長寿社会課長）
濱口 貴雄（健康福祉部長寿社会課管理グループリーダー）
市川 英二（健康福祉部長寿社会課高齢者福祉グループリーダー）
中上 陽子（健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室長）
今西 優子（健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室）
伊藤 峻（健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室）
伊藤 貴子（健康福祉部健康福祉政策課地域福祉政策グループリーダー）
真弓 和人（鈴鹿市基幹型地域包括支援センター）
佐藤 秀人（生活支援コーディネーター）
田中 浩樹（鈴鹿市後見サポートセンターみらい）
丸山 祥子（鈴鹿市在宅医療・介護連携支援センター）

《会議の概要》

１ 部長 あいさつ

２ 報告事項

３ 議事

（１） 会議の公開について

（２） 前回の地域ケア推進会議の要点説明

【会長・議長（菅原）】

それでは、議事（２）番「前回の地域ケア推進会議の要点説明」について事務局から説明いただきます。

【事務局（中上）】

はい。「資料1 令和3年度 第1回 鈴鹿市地域ケア推進会議の要点」を御覧ください。こちらは前回の会議を簡単にまとめさせていただいたものになります。

議題は、身寄りのない高齢者の身元保証と金銭管理等でございます。

1番、議題の説明ですが、少子高齢化により、手続等を頼むことができる家族がいない方が増えており、身寄りのない高齢者の身元保証と金銭管理に関して対応に苦慮するケースが増加しています。その内容については、「入院や施設などへ入所される際の保証人がいない。」、「金融機関での出金ができない。」、「医療費等各種支払いができない。」、「転居先を探す際の身元保証をする人がいない。」などです。

公的支援制度として、成年後見制度と日常生活自立支援事業があり、契約行為の代理は行えますが、身元保証を行う権限はありません。

民間で身元保証をするサービスもありますが、高額な費用がかかり利用できる方が限られてしまいます。鈴鹿市周辺では、3社ほどこのサービスを取り扱っているということでした。

2番で、皆様からいただいた御意見をなるべく簡単にまとめたのですが、星印は改善の方向性に関する御意見になっております。

まず、金銭管理についてですが、「ケアマネジャーが本人の代わりに金融機関に行ったり、本人と一緒に津の年金事務所に走ったりしている。」といった御意見や、「デイサービスに外国人の利用が増えてきて、滞納があっても連絡を取ることがかなり難しい場合がある。」など、金銭管理についての課題が増えてきているということです。

また、公的な制度が利用できる場合でも、やはり時間がかかるということでした。申し込みから2～3か月かかることがあるとのことでした。

御意見としては、「公的な制度等に繋がるまでの間の手助けや制度があったら助かる。」や、「ケアマネジャーのスキルの差を地域包括支援センターがサポートする制度が充実してくれば、安心して日常生活自立支援事業や成年後見制度に繋げるまでの生活の安定を図れるのではないか。」という御意見をいただきました。

次に身元保証についての御意見ですが、「96%の病院が身元保証人を求めている。理由は、大きく3つ、1つ目は支払いの保証、2つ目は遺体の引き取り、3つ目が医療行為の同意。」、「身元保証人というシステムは、法律上定義はなく、病院のいざという時の対応策で、法的な根拠はないということが言われている。」ということです。

また、「入院時、入所時等に本人や関係機関の方と話し合うことによって、支払いの保証や遺体の引き取りについては対応が可能なケースがたくさんあるのではないか。」といった御意見もいただきました。

資料の裏面を御覧いただいて、こちらも身元保証についてですが、「緊急連絡先の確認、入院誓約書へのサイン、入院費の支払い、入院に必要な物品の準備、死亡時の手続きであるが、認知症や精神疾患等が原因で判断能力が不十分であり、成年後見制度も利用されていない場合の対応に困る。」、「一番困る問題は、医療行為の同意の問題で、急変時に延命治療をどこまでするか、

本人に意思確認ができない、代わりに確認ができる御家族もいない場合、誰の同意をもって医療行為をするのかということ。」といったことが課題となっているということです。

「医療行為の同意について、後見人も医療行為の同意ができない。」「医療行為の同意は、誰がサインしても医療行為が行われ、形骸的である。」ということで、ケアマネジャーさんがやむを得ずサインをするようなことが行われているということです。「今後この件について関係機関の話し合いの場があればいい。」という御意見でした。

それから「医療行為の同意については、成年後見制度の改善が課題。本人申し立ての際に、意思表示ができない本人に委任状を書かせるなど、改善すべき点がある。」「鈴鹿市だけでは解決できないこともあるが、成年後見制度を利用して医療行為の同意をすることを認める等の検討ができる場が必要。鈴鹿市独自の考え方、取り決めに話し合って決めていけたらと思う。」という御意見がありました。

「身寄りがなく、身元保証人がいない場合で、社会福祉協議会等の機関が支払いについてしっかり責任を持つといった場合、口約束で入所は可能か。」という問いに対して、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅では、「可能ではないか」、特養では、「ケースバイケース」というようなお答えをいただいております。

次に「成年後見制度の市長申し立ては大変時間がかかる。鈴鹿市社会福祉協議会の「後見サポートセンターみらい」が相談機関として運営されているが、マンパワーが足りない。」「成年後見制度の充実と周知が必要。」「市長申し立ては年間およそ3、4件程度で、市とサポートセンターみらいが連携をしている。市の事務員ではスキル不足からどうしても遅くなってしまうので、今後改善が必要。」といった御意見をいただきました。

3番で、これら御意見を整理させていただきました。

1つ目が、「日常生活自立支援事業の体制強化が必要である。」ということ。2つ目が、「成年後見制度の充実と周知啓発が必要である。」ということ。3つ目が、「病院が求める身元保証のうち上記制度ではカバーできない「医療行為の同意」について今後どう対応していくかを検討していく必要がある。」ということ。最後が、「身元保証人がいない場合の施設の入所についての対応をどうしていくかを検討していく必要がある。」ということです。以上が前回会議のまとめでございます。

【会長・議長（菅原）】

はい。ありがとうございました。前回の会議で皆様からいただいた御意見をまとめていただきました。

- (3) 鈴鹿市における成年後見制度と日常生活自立支援事業の現状について
- (4) 支援を受けることができない高齢者の増加について

【会長・議長（菅原）】

それでは、続いて、議事(3)番「鈴鹿市における成年後見制度と日常生活自

立支援事業の現状について」と、議事(4)番「支援を受けることができない高齢者の増加について」事務局から続けて御説明をお願いいたします。

【事務局（真弓）】

はい。ここからは、「鈴鹿市における成年後見制度と日常生活自立支援事業の現状について」説明いたします。

本日は、鈴鹿市社会福祉協議会 地域福祉課 権利擁護グループ、鈴鹿市後見サポートセンターみらいの田中から説明させていただきたく存じますが、菅原議長よろしいでしょうか。

【会長・議長（菅原）】

皆さんよろしいでしょうか。

・・・異議なし・・・

【会長・議長（菅原）】

では、よろしく願いいたします。

【事務局（真弓）】

はい、ありがとうございます。では田中から説明させていただきます。

【事務局（田中）】

皆様こんにちは。私は、鈴鹿市社会福祉協議会 地域福祉課 権利擁護グループの田中と申します。

後見サポートセンターみらい及び日常生活自立支援センターの業務に携わらせていただいておりますので、実務の現状と課題を報告させていただきます。

「資料2 鈴鹿市における成年後見制度と日常生活自立支援事業の現状について」を御覧ください。前回の会議で事業及び制度の概要、内容については説明させていただいているということですので、割愛させていただきます。

社会福祉協議会といたしましては、市から補助金をいただきながら後見サポートセンターみらいを運営させていただいており、日常生活自立支援事業は、県の社会福祉協議会の事業になっておりますので、県の社会福祉協議会から受託金ということで予算をつけていただきまして、それぞれの予算を併せて我々のグループの人員を配置させていただいております。専門員が6名、そのうち正規職員が4名で、嘱託職員と非常勤職員が1名ずつおりまして、それぞれが利用者の相談に対応しております。この他に事務員が1人おりまして、サポートをさせていただいております。

まず、日常生活自立支援事業の現状ですが、現在鈴鹿市内で契約をさせていただいている利用者様が183名でございます。それぞれ認知症、精神障がい、知的障がい、その他の4つの区分で構成されておりまして、認知症の方が35名、精神障がいの方が73名、知的障がいの方が56名、その他は高次脳機能障害の方等19名の方々に利用いただいております。鈴鹿市は厚生病院さんやさくら病院さんのような精神科の大きな病院がある関係もありまして、精神障が

いの方が少し多いという特徴があります。

病院から退院して、地域に移行する際に、金銭管理の問題があり、なかなか一人で暮らすことができないといった場合に、我々がサポートにつかせていただいております。

後見サポートセンターみらいについてですが、資料にも書かれておりますとおり、さまざまな相談や申立書の作成など、家庭裁判所に手続きが必要な方へのフォローをしております。その他制度の普及・啓発として研修会を開催したり、施設や地域からお声がけいただいて概要の説明に伺ったりということを行っております。

また、法人後見ということで、社会福祉協議会が成年後見人になっているケースもありまして、現在は4名の方を支援させていただいております。入所の方もいれば、在宅の方もみえますので、我々7名が兼務でサポートさせていただいております。

資料に書かれているとおり、いずれも対象者としては、認知症や知的・精神の障がい等で判断能力が不十分な方の支援をする制度ということです。日常生活自立支援事業の183名の方々につきましては、金銭管理の部分で、週に1度生活費を届けに行く、または週2回、月に1回と頻度はさまざまですが、利用者様の希望に応じて支援しております。昨年ですと年間5,248回入所先や自宅等にお伺いして支援させていただきました。金銭管理のほか、サービスを利用させていただく際のさまざまな契約行為など、お一人では難しい手続きがある場合は、金融機関や行政機関に付き添ってサポートするような件数も含まれております。職員と、生活支援員という生活費を届けていただく17名の非常勤の方々の力を借りまして、なんとか支援をさせていただいている状況でございます。

成年後見制度につきまして、家庭裁判所からの報告ですが、現在制度を活用されて鈴鹿市内に在住されている方は、約330人という数字になっております。数字の中身については、成年後見の後見累計、補佐累計、補助累計がありますが、ほとんどが後見累計で、補佐累計と補助累計は25名ずつであると報告があります。親族後見の方もみえますので、330人のうち数人の後見人が、後見活動をしていただく際に起こる問題、専門的な問題等で御自身だけでは解決が難しい場合に、後見サポートセンターに駆け込んで来られることもあり、相続や債務整理等の問題も出てくることから、私どもといたしても、さまざまな知識を蓄えておく必要があります。加えて、専門職の方々との連携にも課題があると認識しております。現状については以上です。

次に課題といたしまして、資料の下の方を御覧ください。成年後見制度については相談が増えてきており、今年度の中間報告では半年間で約120件の新規・継続の相談をいただきました。来所いただく方もいますが、病院に入院されている方やお越しになることが難しい高齢者の方についてはこちらから出向かせていただいております。お手続きのサポートをしております。申立人がいない場合につきましては、市長申立になるため、後見サポートセンターは市の長寿社会課や障がい福祉課と協力をして進めておりますが、どうしても手続きに時間がかかってしまうという課題があります。

先日も介護保険制度を利用していないお元気な高齢の方が、急に脳梗塞・

脳出血で病院に搬送され、元気にはなれましたが、脳に障害が残ってしまい判断能力が衰えてしまったというケースがありました。身寄りを調べてみるとお一人暮らしで、誰もサポートしてくれる人がおらず、病院としても支払いの部分で困りますし、転院するにしても支払いがはっきりしないと受け入れてもらえないため、なんとか御本人さんの力をお借りして、成年後見制度の本人申立をすることとなり、そのサポートをさせていただきました。

また、日常生活自立支援事業につきましては、現在 183 名の利用があり、各関連機関から相談案件が現在 10 件ほどありまして、おおよそ 3 か月待ちになっております。待ちが出ないようにグループ全体で取り組んでおりますが、やはり相談を受けてから、御本人にお会いして、事業の利用意思を確認できない限りは使えない制度になりますので、契約に至るまでに少なくとも 1 か月ほどかかってしまう状況でございます。こちらは我々社会福祉協議会といったしましても、大きな課題と捉えておりまして、今後解決に向けて取り組みながら、待ちがない状況をつくっていきたいと考えております。

参考までに、令和 2 年度は新規契約が 21 件となっております。前年度比の増加件数としては 2 件ほどですが、契約解除やお亡くなりになっている方もいますので、183 件中 21 件が新規ということになります。

最後になりますが、身元保証に関する課題ということで、この地域ケア推進会議の大きな議題の一つにもなっておりますが、日常生活自立支援事業及び成年後見制度のいずれにいたしましても、身元保証の権限がないという部分は御承知のとおりでございます。ただし、資料 1 の報告にもありましており施設等の受け入れ先によっては、日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用しているのであれば、支払いの部分は保証されるということで、入所を認めていただける施設もありますので、これらの事業や制度の理解が進めば、問題が緩和されていくのではないかと考えております。

【会長・議長（菅原）】

はい、ありがとうございました。続いて資料 3 の御説明をお願いします。

【事務局（市川）】

はい、それでは資料 3 を御覧ください。支援を受けることができない高齢者の増加について説明申し上げます。

資料に記載いたしましたとおり、市が把握している現状と課題、対応方針についてお話をさせていただきます。

鈴鹿市におきましても、高齢化がかなり進んでおりまして、4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者であるという現状でございます。

参考までに国勢調査の数値を記載いたしましたが、こういった数も右肩上がりで増えておりまして、来年度になれば令和 2 年度の国勢調査の結果が出てくるとお思いますので、そういった数字も今後提示させていただいて、御意見の材料にいただければと思います。

また、本市では高齢者のみ世帯の方、高齢者単身世帯の方、障がい者単身世帯の方を対象に災害時要援護者台帳を作成しておりまして、登録について民生委員さん等に御協力いただき、災害時等に連絡が取りやすい体制をとっており、

登録者数は1万人に迫っております。当然任意で御登録いただいた方だけにはなりますが、増えてきているという現状を認識する必要があると思います。

こういった中での課題ですが、前回会議でも出ておりましたように、高齢者のみ世帯の方や、高齢者単身世帯の方がお元気なときは良いのですが、ケガや病気で入院されたり、急に死亡されたりすると対応に困ってしまいます。これまではなんとか親族の方を見つけ出して、お手続きいただいておりますが、お子様がいない場合やお子様がいても支援を拒否される場合があるということで、担当者が困惑するといったケースが増えてきております。必要な手続きが親族でないとできないという制度が多いので、これをどうするべきか、というところが課題であると認識しております。

今後の対応方針としましては、権利擁護の推進というところで、田中さんから説明がありましたとおり、成年後見制度や日常生活自立支援事業等、まずはできることを進めることが大事ではないかと思っております。関連する問題として空き家問題がありますが、空き家になってからでは解決が難しい問題がたくさんありますので、御本人がお元気なうちに準備をしておくことが必要です。

対象者御自身の状況や環境の違いによってさまざまな支援をしておりますが、意思判断能力があるかというところで対応が変わってまいります。支援者がいる場合は、支援者をキーパーソンとして必要な支援をさせていただきますが、最近ではお願いできるキーパーソンが少ない現状を感じております。やはりお元気なうちに準備を進めていただくことが重要であり、意思確認を事前に行うということを、啓発していく必要があると考えております。

例えば、エンディングノートやACP、法務局さんでは遺言証書等を進めていただいておりますが、これらを周知・啓発していければと思っております。皆様に議論を深めていただいて、良い制度設計に繋がっていければと思います。

【会長・議長（菅原）】

はい、ありがとうございました。

後見サポートセンターや、市の現状についてお話いただきました。成年後見制度や日常生活自立支援事業などを利用する方に委員の皆様が携わる機会もあると存じます。

御意見等をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【委員（伊藤）】

鈴亀地区老人福祉施設協会の伊藤です。2点ほど疑問に思っていることがあります。まず1点目が市長申立について年間の予算とその根拠はどのようになっているのかということをお教えください。

【事務局（市川）】

市長申立は年間4、5件程度ですが、これから身寄りのない高齢者が増えれば、申し込み件数も増え、右肩上がりになると思います。スムーズにお手続きができるようにしてまいりたいと思っております。後見人をお願いする弁護士等への報酬として予算は別途とってはおりますが、市長申立自体に費

用がそこまでかかってくるわけではないです。

【委員（伊藤）】

ありがとうございます。市長申立へのニーズが増えてきているにも関わらず、恐らく5年～10年予算が変わっていないと思われます。大変御尽力をいただいている専門機関がある中で、この部分は制度や政策に乗っていかない部分ですが、フォーマルなエリアに入ってくると思います。例えば権利擁護などの生活支援のあたりですとインフォーマル的な要素も強くなると思いますが、しっかりとした後ろ盾がないことにはこれから専門職の方々が増加するニーズに対して援護ができないと思いますので、このあたりの予算はしっかりとっていただければと思います。

それからもう1点ですが、救急搬送について、以前まで特養やグループホーム、サ高住など、それぞれが個別に救急搬送に対応しており、深夜の場合、施設の人員の関係から救急車にスタッフが同乗できない等の問題がありました。現在は、在宅医療・介護連携支援センターさんのお力添えもあり、市の関係課や消防、施設等の協力のもと、ガイドラインが作成されまして、どの施設でも一定の対応ができるようになったという例があります。

医療や介護の現場では、さまざまな身元引受や金銭等の保証人が求められておりますが、身元保証という言葉もそれぞれの病院や施設がそれぞれの立場で、それぞれの理解のもとで使用しておりますので、救急搬送と同様にこちらにも一定のガイドラインがあれば、身元保証に関する理解が進みやすいのではないかと思います。鈴鹿市における定義や考え方、具体的な対処方法、指針などを示したガイドラインは現在ありますでしょうか。

【事務局（中上）】

御意見ありがとうございます。身元保証等に関するガイドラインにつきましては、現在ございません。他市町ではそういった指針やガイドラインを決めているところもあるとお聞きしております。鈴鹿市においても今後必要になっていくのではないかと感じております。

【委員（伊藤）】

例えば、救急搬送については、ガイドラインを作っていたことで、非常に分かりやすくなって、どのレベルの施設でもスムーズに救急搬送の対応ができておりますので、身元保証等についてもガイドラインが作ってもらえればと思います。

【会長・議長（菅原）】

ありがとうございました。

新しくて古い問題と言いますか、平成12年に介護保険が開始した時に、言われていた話が今なお続いているというかたちです。措置権者がいれば話を進めることができますが、契約になった時、当事者契約となった時に、それは誰が責任を取るのか、本人か第3者か、身元保証が法律的な立場でどうなるかといった話は昔からあります。特に成年後見制度は、禁治産者・準禁治

産者制度等の時代を経て、現在運用されておりますが、今なお身体や命に関わることは、後見制度の中で対応することがなかなか難しいということで、前回の会議から今回の会議に話が引き延びているということです。

医療系のお立場から御意見いただければと思います。

【副会長（西城）】

難しい問題だとは思いますが、救命処置をいかにスムーズに進めるのが大切であって、まずは救命措置が第一だと思います。医療行為を終えてから細かな手続きはすべきであって、成年後見制度等を利用してフォローしていくということになるかと思います。

伊藤委員が言われたように、特養等の介護施設の救急搬送は一時期問題になりましたが、現在は非常にうまくいっているということです。

【委員（中西）】

鈴鹿市社会福祉協議会の中西です。金銭管理の問題は、ケアマネジャーや他の支援者もこれらの行為が無権代理行為にあたることから、良くないことは重々知っていながらも、支援者がそれらの行為を行わなければ本人の生活を守ることができないことから、やむを得ず金銭管理をしている実情があります。これを補完する制度といたしまして、先ほど田中が申し上げました日常生活自立支援事業がありますが、現在複数名の方が待機していただいている現状でございます。従いまして、今回御提案いただいた日常生活自立支援事業の体制強化については、大変ありがたい提案でして、ケアマネジャーや支援者の負担軽減にも還元していければと考えております。

また、病院や施設の身元保証につきましては、前回も同じようなことをお話をさせていただきましたが、法的な根拠はないことから、病院や施設が求められる支払いの保証やもしもの時の対応など、実務的な部分について、医療、福祉、介護関係者が話し合う場が必要であると思っております。事前に関係者が話し合うことで、身元保証人が居なくても解決できることもあることから、必ずしもすべての方に身元保証が必要ではないと考えております。

最後に、最も難しい問題である医療行為の同意については、法律の問題です。現状我々にできることは何かと考えた時に、エンディングノートやACPの普及・啓発であると思っております。エンディングノートにつきましては、講演会や配布をするだけでは意味がないと思っておりますので、私が地域包括支援センターにいた時は、地域に出向いて書き方講座を開きまして、その場で記入をしていただくような工夫をしました。それから書いていただいた方には、何かインセンティブを付与するなど、政策的な誘導が必要なのではないかと考えております。

また、それと並行してここからは政策提言になりますが、エンディングノートを記入していただいても、保管場所が分からなかったり、実際に活用されなかったりするケースが多いですので、いくつかの自治体でも行われているように、生前の終活関連情報を鈴鹿市に登録いただいて、その方の万一の時にその情報を病院、消防、警察、福祉関係者などが共有して、本人の意思を実現する支援、事業の検討をしていただければと考えております。

【会長・議長（菅原）】

ありがとうございます。エンディングノートやACPもある中で、今解決を目指さなければならない課題がはっきり出てきておりますが、医療関係者等の方々にお話をさせていただいて、ある程度認知していただくようなかたちになるのでしょうか。

【副会長（西城）】

もしものことがあったらどうしたいかということで、エンディングノートやACPを進めて、本人の意思を確認して叶えていくということですが、なかなか難しい問題です。

私は普段特養で健康管理などをしていますが、例えば認知症が進行していて、嚥下が全くできない場合、どこまで医療を行うのか、特養に入所する際に「こういった場合は何もしない」であったり、あるいは「病院に搬送してほしい」であったりを聞くわけですが、なかなか本人の意思確認することが難しいです。

半年に1回程度、意思を確認して見直す等も必要だと思いますし、エンディングノートも定期的書きなおすことも必要で、その時その時に応じた判断が必要になってくると思います。

【会長・議長（菅原）】

ありがとうございます。西城先生が言われるようにその時々で確認するようなことが大切ですし、あとは、「家族会議を開きましょう」なんて言葉もありますが、命をどういうように捉えていくか、利用者や患者の考えとサービス提供側の考えを踏まえて、最期をどのように迎えていくかということが改めて問われているのではないかと思います。難しい話ではありますが、皆さんにアイデアをもらいながら方向性を決めていくようなかたちになると思います。

山本委員、何か御意見等ありますでしょうか。

【委員（山本）】

老人クラブ連合会の山本です。いくつも問題があると思いますが、法的に手が出せないもの、それ以外で何とか努力してできるものをよく仕分けして考えていかないと難しい問題だと思います。

【会長・議長（菅原）】

ありがとうございます。非常に重たいお話になりますが、先ほど鈴鹿市社会福祉協議会の中西委員からもお話があったとおり、身元保証の件で、現行の制度でできることや努力すればできることはありますが、それだけでは無理なことはどうすればいいのか、成年後見制度や日常生活自立支援事業があるけれど、それらがなるべく機能できるように、予算を増やして、人員を充実させることが必要ではないかということです。成年後見制度をうまく動かすという点で、お金を支払ってどこまで広げていけるのかということも考え

られます。命に関わることですと、ガイドラインは難しいかもしれませんが、ある程度対応を決めていければと思いますし、これらの問題が起きているということを伝えていくことは大事です。

【委員（福田）】

介護支援専門員の福田と申します。金銭管理についてですが、日常生活自立支援事業の対象者で、認知症の方が35名ということで、精神障がいや知的障がいの方よりも少ないわけですが、実際支援していく中で、金銭管理はできないけれど、日常生活自立支援事業について理解ができないので契約ができないケースが結構あります。そういった方の中には生活保護を受けている方もいて、お金がない中でお金を使ってしまい、更にお金がなくなってしまうと窃盗を起こしたり、ヘルパーに対して恐喝をしてきたりすることがあります。日常生活自立支援事業にうまく繋がらない人が、繋がることできるようにある程度契約時のストライクゾーンを広げてもらう、あるいはサポートするシステムがあればと思います。日常生活自立支援事業に繋がらない人に対応する介護支援専門員が右往左往してしまう現状がありますので、認知症、認知症一步手前の方がうまく繋がらない事例も御理解いただければと思います。

また、金銭管理や身元保証に関係してくる医療機関や救急、金融機関等の困りごとなどを聞く機会があれば中身のある議論になっていくのではないかと思います。

【会長・議長（菅原）】

ありがとうございます。成年後見制度や日常生活自立支援事業は、原則判断能力がない方が対象になっていますが、身の回りのことは最低限できても金銭管理ができないような方もおりますので、支援に繋がらないようなこともあるということですが、その辺りで中西委員何か御意見ありますでしょうか。

【委員（中西）】

日常生活自立支援事業はどうしても制度の中で進めておりますので、なるべくストライクゾーンを広げられるように努力はしておりますが、契約行為ということでなかなか難しいところがあります。この制度利用の申し込みは、御本人からというよりは支援者からの申し込みが多く、御本人からの申し込みは皆無で、精神障がいの方であれば精神病院のソーシャルワーカーの方から申し込みいただいているようなかたちです。この制度は諸刃の剣で、通帳や所持金を預けることによって、御本人が自由を失ってしまうことになるので、かなりの方が契約することに抵抗されます。そのため、御本人に制度を理解していただいてから利用いただかないと、トラブルになることもあるため、丁寧な対応が必要です。認知症が重度になってくると契約ができないということは認識しており、ストライクゾーンを広げる努力はしておりますが、県に審査会がありまして、そこを通過しないと支援を受けることができないので、ストライクゾーンを広げ過ぎることができない実情があります。福田

委員の御発言のように制度の狭間で困っている方はいると認識はしております。

【会長・議長（菅原）】

ありがとうございます。日常生活自立支援事業という枠組みでいくと支援が厳しい方もいるという具体的なお話をいただきました。

救命救急のガイドラインという、ある程度対応を一定にすることでうまく進んでいるというお話がありましたが、病院や施設が求める身元保証等を、成年後見制度の中で対応できるようにするのかということもありますし、御本人の意思を確認しつつ、御家族がいない場合には備えなければならないといった問題提起がこれまでありましたが、更に突き詰めていくためには、この会議とは別に専門的に検討する部会等も必要になるのではないかと思います。

西城先生いかがでしょうか。

【副会長（西城）】

かなり難しい問題ですので、最後の何らかの支援は行政にお願いしたいと思います。

【事務局（中上）】

皆様から頂戴した御意見で、議論する場が必要ではないか、ガイドラインが必要ではないかということですが、この場ですぐに結論が出るものではないと思いますので、やはり勉強や研究が必要だと思います。議長が仰っていただいた別で話し合う場については、必要であれば皆様の所属団体から専門的な方にお集まりいただいて、長期的に議論する場を設けることも必要だと思います。

【委員（長谷川）】

地域包括支援センターの長谷川です。さまざまな御意見ありがとうございます。この間実際に御相談があったケースで、お一人暮らしの70代男性が手術をすることになり、病院から手術の説明をするために誰かを連れてきてほしいと言われたのですが、近くには御親族もおらず、コロナの影響で県を跨いだ移動がしづらい時期でしたので、どうしたらいいのか、近くの民生委員さんを教えてほしいと連絡がありました。そこを民生委員さんに頼むということとはとてもできないですし、加えて手術の立ち会いが必要であると言われたとのことで、要支援の方で地域包括支援センターの職員が担当していたことから、断れずこの担当者が手術の立ち会いをしなくてはならなくなってしまい、何時間も病院で待つといったことが起こってしまったというケースがありました。

また、ケアマネジャーさんから聞いたお話ですが、ある方が夜間に救急搬送され、緊急連絡先がなく担当のケアマネジャーに連絡があったため、そのケアマネジャーが駆けつけたのですが、手術の同意が必要でサインを求められたというケースがありました。

地域包括支援センターの職員もケアマネジャーもなんとかしてあげたいという思いはあっても、やれることとやれないことがあります。そういった中で、先ほど伊藤委員の御意見にもあった、入院、入所、同意に関するガイドラインのようなものがあれば、もう少し進むのではないかと思いますので、病院や医療関係の方、施設関係の方と話し合える場があればいいのではないかと感じております。

【副会長（西城）】

貴重な御意見ありがとうございます。これは一度鈴鹿市内の病院の先生、それから医師会で話し合う場を早急に作らないと解決できないです。

私が思うのは、まずは命を、救命措置を優先することです。医療行為の同意や立ち会いが必要と言いますが、なくても処置はできます。

病院の先生の代表や行政を含めて、話し合いの場を作りましょう。

【会長・議長（菅原）】

ありがとうございます。西城先生の力強いお言葉を頂戴して、この会議から派生して専門部会のようなものを作ることは、事務局からお話があったとおり必要であれば考えていただけるとのことです。

その他御意見等ありますでしょうか。

【委員（元橋）】

現場は、健康な家族を想定して対応していますが、イレギュラーなケースがある対応がかなり難しいので、行政の方である程度の線引きをしてもらえればと思います。

【委員（山本）】

行政の方で色々議論して進めてもらっている中で、無駄になっているような件がありますので御紹介いたします。今年の夏頃、健康保険証の代わりに住基ネットのカードを提示することができるようになったということですが、医療機関に確認したところ対応していないと言われました。同じく薬局でも同様の回答でした。行政や病院、薬局がもっと連携して進めていく必要があるのではないかと私は思います。現在その病院や薬局が対応しているかは分かりませんが、こういったことがありました。

【会長・議長（菅原）】

ありがとうございます。まだまだスイッチできていない部分があるといった御意見を頂戴しました。

【委員（渥美）】

デイサービスの渥美です。皆様の御意見をお聞きして、福田委員が言われたような、金融機関を含めた専門の機関と煮詰めた話をしていく必要があるのではないかと思います。別の会議を作っていただければ、成年後見制度や日常生活自立支援事業に関わるフィールドは専門職によって違うと思います

が、その中で役割の確認や今後どういった連携が必要なのか話し合うことができると思います。前回もお話ししましたが、私も成年後見人を担っていて、銀行によって手続きのスムーズさが違うなどがあると感じていますので、逆に金融機関から聞きたいこともあると思います。

また、デイサービスを利用している方の中でも身元保証の問題があつて最終的にはケアマネジャーさんに頼ってしまうこともありますし、デイサービスに通われなくなるとその後どうなったのかは分からなくなりますが、お元氣なうちから通われている方もみえますので、デイサービス事業所連絡協議会といたしましては、エンディングノート等を周知・啓発できる場があれば、役割を担っていけるのではないかと思います。

【会長・議長（菅原）】

ありがとうございます。エンディングノートやACPの在り方、成年後見制度や日常生活自立支援事業を含めて、医療、介護、日常生活の問題を具体的に話し合う専門部会のようなものを作っていくということで、今ある制度の中でどのように取り組むか、制度の中で対応が難しいことはどのようにするか等、前回の会議のまとめの延長線になると思いますが、皆様の御意見をまとめさせていただいて、鈴鹿市に意見として提出するようなかたちになりますが、皆様よろしいでしょうか。

・・・異議なし・・・

【事務局（中上）】

ありがとうございます。皆様の御意見を意見書としてまとめさせていただきます。御提案いただいた話し合う場を設置した場合、各部会から専門的にお話しただけの方の御出席を事務局からお願いさせていただきますが、御協力いただけますでしょうか。

【会長・議長（菅原）】

皆様よろしいでしょうか。

・・・異議なし・・・

【事務局（中上）】

ありがとうございます。それでは意見書については菅原会長に御指導を仰ぎながら作成させていただきまして、それから委員の皆様に御確認いただくというかたちで、郵送もしくはメールで送付させていただきます。

また、意見書の提出は、予定としまして令和4年1月27日（木）の午後4時から、代表で菅原会長と西城副会長に御提出いただくかたちでよろしいでしょうか。

【会長・議長（菅原）】

代表二名で提出させていただきます。

【事務局（中上）】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

(5) その他

【会長・議長（菅原）】

それでは、最後にその他ということで、何かありますでしょうか。

【委員（寺田）】

民生委員・児童委員の寺田です。民生委員・児童委員が来年の12月に改選を迎えまして、当初から定員が375名のところを9名欠員しております。来年の6月には推薦委員会があり、地域から出してもらうこととなりますが、期間が3年であることや、活動内容のハードルが高いなどから担い手がなかなかいないという状況が続いております。それから民生委員が独居の方の入院等に関わるケースもあって、非常にストレスになっております。行政には欠員が生じないように、体制を整えていただくことをお願いする次第でございます。

【会長・議長（菅原）】

皆様にも何らかの御協力をいただければと思います。
その他ありますでしょうか。

【委員（中西）】

すみません。誤解があるといけないので、最後に発言を一部訂正させていただきますのですが、福田委員の御意見に対しまして、日常生活自立支援事業について、ストライクゾーンを広げると県の審査に引っかかるので、と説明しましたが、御本人が制度の利用を望んでいない以上、ストライクゾーンを広げることで、本人の権利を奪ってしまうことにもなりかねず、人権侵害に繋がる可能性もあり、本人の権利擁護を考える上で慎重に対応する必要があることから、県においても審査があるためということに、訂正させていただきます。

【会長・議長（菅原）】

誤解がないように説明いただきました。
その他ありますでしょうか。

【事務局（市川）】

伊藤委員から御質問があった成年後見制度の市長申立に関わる市の予算の推移についてですが、成年後見制度は、成年後見の利用促進法が数年前に出まして、来年度から全国的に後見体制を整備していくことが法律の中で決まっておりますので、市長申立が増加していくことは認識しております。先ほども申し上げましたとおり、市長申立自体にお金はかからないのですが、そ

の後、後見人がついて報酬を支払う際に、その報酬を助成するような制度を整えていかなければならないので、予算措置をさせていただいておりますので、その辺りを御認識いただければと思います。

【会長・議長（菅原）】

ありがとうございます。
その他ありますでしょうか。

・・・意見，質問なし・・・

【会長・議長（菅原）】

本日の議事はすべて終了しました。

・・・議事終了・・・